

出版健保 4 管発第 8 号
令和 4 年 9 月 26 日

事 業 主 各 位

出版健康保険組
理事長 高井 昌史
(公 印 省 略)

健康保険事務取扱の一部改正について（抜粋）

時下、ますますのご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素は、当組合の事業運営に種々ご協力を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、令和 4 年 10 月 1 日から健康保険法等の一部が改正されることにより事務の
取扱いが変更になりますので、下記のとおりご案内いたします。

1. 短時間労働者の資格要件の拡大について

(1) 特定適用事業所の要件

特定適用事業所における事業所規模要件の見直しにより、従業員数が常時
500 人を超える事業所から、常時 100 人を超える事業所に引き下げられます。
令和 6 年 10 月からは、さらに常時 50 人を超える事業所に引き下げられます。
※特定適用事業所に該当する事業所は、日本年金機構より特定適用事業所に該
当する旨のお知らせが送付されます。

(2) 雇用期間要件の廃止

短時間労働者の適用要件「雇用期間が 1 年以上見込まれること」から、通常
の被保険者資格取得要件と同様の「2 カ月を超えて見込まれること」になりま
す。

【要件早見表】

対 象	要 件	平成 28 年 10 月～ (現行)	令和 4 年 10 月～ (改正)	令和 6 年 10 月～ (改正)
事業所	事業所の規模	常時 500 人超	常時 100 人超	常時 50 人超
短時間 労働者	労働時間	1 週の所定労働時間が 20 時間以上	変更なし	変更なし
	賃金	月額 88,000 円以上	変更なし	変更なし
	雇用期間	継続して 1 年以上使用さ れる見込み	継続して 2 カ月を超えて 使用される見込み	継続して 2 カ月を超えて 使用される見込み
	適用除外	学生	変更なし	変更なし